



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年5月24日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン長野三輪

長野市三輪9丁目43番24号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

MULプロパティ株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に当たっては代表者の氏名(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)東京デリカ	木山 剛史	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号
(株)ほていや	猪飼 千壽子	愛知県名古屋市中区平和二丁目2番17号
(株)ロン都	宮内 隆太	長野市大宇南長野北石堂町1454番地
(有)フレンドシップパートナーズ	兼光 善明	大阪府大阪市北区豊崎5丁目2番
(株)ジェイアイエヌ	田中 仁	群馬県前橋市川原町2-26-4
(株)マックハウス	白土 孝	東京都杉並区梅里1丁目7番7号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(有)ハーティーフレイト	丸山 茂樹	長野市上駒沢51番地1
(株)和田正通信サービス	出澤 和夫	長野市稲葉中千田2142番地
マツオインターナショナル(株)	松尾 憲久	東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目20番10号
(株)ジンズ	田中 仁	群馬県前橋市川原町2-26-4
(株)マックハウス	北原 久巳	東京都杉並区梅里1丁目7番7号

4 変更した年月日

令和2年5月28日ほか

5 届出年月日

令和3年4月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年5月24日から令和3年9月24日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和3年5月24日

長野県佐久建設事務所長 中 田 英 郎

- 1 許可番号
令和2年11月2日 長野県佐久建設事務所指令2佐建第65-11号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
佐久市上平尾字塚畑ケ 805-6、805-8
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐久市猿久保882
J A 佐久浅間株式会社アメック 代表取締役 櫻 井 傑

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和3年5月24日

長野県松本建設事務所長 藤 本 済

- 1 許可番号
令和2年10月13日 長野県松本建設事務所指令2松建第129-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘高出字洪沢1773-9、1773-10、1773-11、1773-12、1773-17
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字広丘高出582-4
株式会社フジモリ工務店 代表取締役 赤 羽 直 樹

都市・まちづくり課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり行います。

令和3年5月24日

長野県公安委員会

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務
- 2 講習の対象者
受講申込み日において、次のいずれかに該当する者
 - (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
 - (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
令和3年10月14日(木)から令和3年10月21日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の6日間	午前9時30分から午後5時まで

(注) 講習の受付時間は、令和3年10月14日(木)午前9時5分から午前9時20分までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TOIGO WEST 3階
長野市生涯学習センター

4 受講定員

10名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(ア) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和3年7月20日(火)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

オ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

カ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和3年8月16日(月)から令和3年8月20日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(4) 講習手数料

講習手数料(34,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話026-233-0110内線3032)に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。

令和3年5月24日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
令和3年10月19日(火)から令和3年10月21日(木)までの3日間	午前9時30分から午後5時まで(令和3年10月19日(火)は、午後1時10分から午後5時まで)

(注) 講習の受付時間は、令和3年10月19日(火)午後0時40分から午後1時までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TOIGO WEST 3階
長野市生涯学習センター

4 受講定員

5名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

- (7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。
- (イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。
- (ウ) 電話1本につき1人の受付とします。
- (エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和3年7月21日(水)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

- ア 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し
イ 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
ウ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し
エ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
オ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し
カ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
キ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあつては、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和3年8月16日(月)から令和3年8月20日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(4) 講習手数料

講習手数料(10,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

- (1) 講習における修了考査に合格した者には、この講習に係る修了証明書を交付します。
(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。
(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話026-233-0110内線3032)に問い合わせてください。
(4) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

令和3年4月8日付けで公告した長野県立病院機構が設置する施設(長野県立信州医療センター以下5施設)で使用する電気の調達に係る一般競争入札については、都合により中止します。

令和3年5月24日

地方独立行政法人長野県立病院機構理事長 久保 恵 嗣

Regarding the tender for the electricity to be used in the Nagano Prefectural Hospital Organization (Nagano Prefectural Shinshu Medical Center, Nagano Prefectural Mental Wellness Center-Komagane, Nagano Prefectural Anan Hospital, Nagano Prefectural Kiso Hospital, Kiso Nursing Home for the Elderly, Nagano Children's Hospital), announced on April 8, 2021, the tender has been canceled.

May 24, 2021

医療政策課